

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（重点支援施設）のポイント

【1. 補助対象事業の実施期間】

令和6年度の補助事業は令和6年4月1日以降の実施事業が対象です。

【2. 補助上限額】

重点支援施設の補助上限額については、本補助金制度における予算額を踏まえつつ、上限額1,000万円（すべての補助メニューに係る支援の総額）に設定しております。（短期入所協力施設とは異なり、入所施設支援費については、使用割合に応じた補助率は導入しておらず、定額での補助になります。）

【3. 申請方法について】

今年度より、本事業のポータルサイトからアカウント登録が必要となります。詳細につきましては、別途後日ポータルサイトを共有させていただきますので、掲出されているアカウント登録に関する手引きをご参照下さい。

例年、申請期限間際に介護器具等の導入が集中する傾向がございます。

その結果、期限内に介護器具等を納入することができず、補助対象とすることができない事例も見受けられますので、各協力施設におかれましては、受入実績を踏まえつつ、計画的な事前の相談と補助事業の実施をお願いします。

【3. お願い】

（1）短期入所協力事業実施要領及び実施手順書の整備

各地域における協力施設とナスバの連携を強化することを目的とし、短期入所協力事業実施要領（モデル案）及び実施手順書（モデル案）を作成しております。モデル案を踏まえ、各協力施設で実施要領及び実施手順書を整備いただき、事業の円滑な実施を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、昨年度新規指定をお受けになりました協力施設につきましては、指定通知受領後速やかにご提出をお願いいたします。

（2）ナスバへの「短期入所連絡票」の提出

令和6年度の受入実績の報告についても、引き続き実施手順書の別添様式「短期入所連絡票」を各施設所在地を管轄するナスバ支所へ提出いただくこととなります。短期入所を受け入れるごとに、忘れずにナスバへ「短期入所連絡票」のご提出をお願いします。

令和7年度以降の補助金においても、各協力施設からナスバへ提出された「短期入所連絡票」による受入実績に基づき、本補助制度における予算額を踏まえ、協力施設ごとに入所施設支援費の上限を設定する予定です。